熊本県被災中小企業者再建支援資金緊急利子補給補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、物価高や賃金引上げによる影響に加え、令和７年８月豪雨により被害を受けた県内中小企業者等の復旧・復興を支援し、中小企業者の早期再建や経営の安定に繋げるため、予算の範囲内において、被災中小企業者再建支援資金緊急利子補給補助金（以下「利子補給金」という。）を交付することについて、熊本県補助金等交付規則（昭和５６年熊本県規則第３４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「令和７年８月豪雨」とは、令和７年８月１０日からの低気圧と前線による大雨をいう。

２　この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和３８年法律第１４７号）第２条第１項に規定する者、商工会法（昭和３５年法律第８９号）に基づく商工会及び都道府県商工会連合会、商工会議所法（昭和２８年法律第１４３号）に基づく商工会議所並びに中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）に基づく都道府県中小企業団体中央会をいう。

３　この要綱において「小規模企業者」とは、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第５項に規定する者をいう。

４　この要綱において「中小企業者等」とは、第２項に規定する「中小企業者」及び第３項に規定する「小規模企業者」をいう。

（交付対象者）

第３条　利子補給金の交付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、熊本県被災中小企業者再建支援補助金（以下「被災中小企業者再建支援補助金」という。）の交付確定を受けた中小企業者等のうち、金融機関が行う特定の貸付を受けたものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付対象外とする。

一　資本金又は出資金が５億円以上の法人に直接又は間接に１００％の株式を保有されるとき

二　交付申請時において、確定している（申告済み）直近過去３年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が１５億円を超えるとき

三　第５条第１項に規定する自己負担額に対応する部分について、県内市町村が実施する目的が同一である利子補給補助金の交付を受けたとき

（特定の貸付けを取り扱う金融機関）

第４条　前条に規定する「金融機関」は、次のとおりとする。

一　熊本県中小企業融資制度の取扱金融機関

二　株式会社日本政策金融公庫

２　前条に規定する「特定の貸付」（以下「特定貸付」という。）は、前項第１号の金融機関が行う「熊本県金融円滑化特別資金（令和７年８月大雨枠）」並びに、同項第２号の金融機関が行う「災害貸付（国

民生活事業)」及び「災害復旧貸付（中小企業事業)」(いずれも令和７年８月豪雨に係るものに限る。）をいう。

（交付対象経費）

第５条　利子補給金の額は、毎年１月１日から１２月３１日までの間に支払った約定利子額（遅延損害金を除く。）に、特定貸付の借入額に対する被災中小企業者再建支援補助金交付確定額に対応する自己負担額の割合（10 分の 10 を上限とする。）を乗じた額とする。

２　受給資格者が期限の利益を喪失した場合は、その日までの約定利子に限り、交付対象経費とする。

（交付対象期間）

第６条　利子補給金を交付する期間は、特定貸付の開始から最大３年間とする。

（交付の申請）

第７条　利子補給金の交付を受けようとする受給資格者（以下「申請者」という。）は、交付申請書兼請求書（１号様式）に次の書類を添付して提出しなければならない。ただし、２回目以降の交付申請においては、交付申請書兼請求書（１号様式）に替えて、交付申請書兼請求書（２号様式）を提出することとし、次の第一号から第四号までの書類は不要とする。

一　被災中小企業者再建支援補助金に係る交付確定通知書の写し

二　特定貸付に係る金銭消費貸借契約書の写し

三　特定貸付に係る返済口座の通帳等の写し（カタカナ口座名義を確認できるページ又は画面）

四　誓約書（３号様式）

五　その他熊本県知事（以下「知事」という。）が必要と認める書類

２　前項の提出期限は毎年１２月１０日までとする。

３　知事は、交付請求額の確認のため、第４条第１項に規定する金融機関に対して、前項で規定する期間までに申請者から受け付けた利子補給金に係る受取利子額証明書発行依頼書（４号様式）を送付するものとし、これを受け付けた金融機関は、知事に対して受取利子額証明書（５号様式）を提出するものとする。なお、各書面の提出期限は知事と金融機関で協議を行ったうえで設定するものとする。

４　知事は、前項までの規定にかかわらず、必要に応じて関係書類等の提出をさせることができる。

（交付の決定及び確定）

第８条　知事は、前条第１項により申請者から提出された交付申請書兼請求書等及び同条第３項により金融機関から提出された受取利子額証明書について内容を審査し、利子補給金を交付すべきものと認めたときは、交付決定及び確定通知書（６号様式）により申請者に通知するとともに、交付決定及び確定額一覧表（７号様式）により金融機関に通知するものとする。

（利子補給金の交付）

第９条　知事は、前条の交付決定及び確定の通知後、速やかに申請者に対して利子補給金を交付するものとする。

（利子補給金の返還等）

第１０条　知事は、申請者が、次のいずれかに該当する場合は、利子補給金の全部又は一部について、これを交付せず、既に利子補給金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

一　虚偽の申請を行ったとき

二　特定貸付を借入れの目的以外の目的に使用したとき

三　特定貸付について、繰上償還、期限の利益の喪失又は熊本県信用保証協会による代位弁済がなされたとき

四　熊本県補助金等交付規則、この要綱又はこの要綱に基づく規定に違反したとき

五　その他知事が特に必要と認めるとき

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和８年１１月６日から施行する。

２　この要綱による改正前の熊本県被災中小企業者再建支援資金緊急利子補給補助金交付要綱の規定により、この要綱の施行日前にされた申請については、なお従前の例による。